鹿角市公営企業管理規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和８年１０月５日

鹿角市下水道事業
鹿角市長　　笹　本　真　司

鹿角市企業管理規程第５号

鹿角市公営企業管理規程の一部を改正する規程

鹿角市公営企業管理規程（令和２年鹿角市企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第９条中「第243条の２の８」を「第243条の２の９」に改める。

第19条中「鹿角市職員等の旅費に関する条例（昭和47年鹿角市条例第20号）」を「鹿角市職員等の旅費に関する条例（令和８年鹿角市条例第７号）」に、「鹿角市職員等の旅費に関する規則（昭和47年鹿角市規則第15号）」を「鹿角市職員等の旅費に関する規則（令和８年鹿角市規則第９号）」に改める。

附　則

この規程は、令和８年９月24日から施行する。